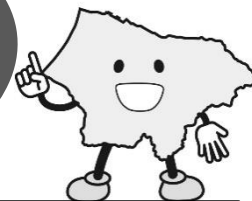


古賀市内の事業者の皆さまへ



古賀市独自で給付の 「小規模事業者緊急支援金」 申請期限を延長しました

古賀市では、新型コロナウイルスの急速な感染拡大や県の休業要請等の影響で、大幅に売上の減少が生じている市内小規模事業者の事業継続を支援するため、令和2年4月24日から「古賀市小規模事業者緊急支援金」給付の受付を始めていますが、5月4日、緊急事態宣言が延長され、5月の売上が大きく減少する事業者が出てくることが考えられるため、売上比較対象月の追加と申請期限の延長を行いました。

売上比較対象月に5月を追加

支給対象者

古賀市内に主たる事業所、店舗等を有し、令和2年3月から5月のいずれかの月の売上が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で50%以上減少している小規模事業者。

◇5月を売上比較対象月にする場合は、5月21日（木）以降に申請してください。

◇すでに、この支援金の給付を受けている場合、追加の申請はできません。

◇個人で事業を営む者の場合は、収入の半分以上が事業収入であることが、確定申告書類で確認できる必要があります。その他、詳細な条件は、市ホームページ等でご確認ください。

支給額

1事業者あたり10万円（1回まで）。ただし、同一人物が複数の小規模事業者代表を兼ねている場合は、1事業者分となります。

申請期限

令和2年6月30日（火）
17：00まで（当日消印有効）

5月29日だった申請期限を約1ヶ月延長

申請方法

原則郵送（古賀市役所内の特設ボックスへの投函も可能です。）

- 申請書類は、古賀市公式ホームページより様式ダウンロード又は、古賀市役所、古賀市商工会で配布しています。
- 古賀市公式ホームページ等に掲載の支給対象者等が記載された書面をよくお読みいただいた上で申請してください。
- この支援金は、古賀市独自のものであり、国の「持続化給付金」及び「特別定額給付金」、県の「持続化緊急支援金」ではありません。国や県の給付金等の申請は、別途手続きが必要です。

郵送先・問い合わせ先

小規模事業者緊急支援金窓口 092-692-1099（専用電話）

窓口・電話対応日時：月～金 8:30～17:00

郵送先 〒811-3192 古賀市駅東1丁目1-1 古賀市役所 小規模事業者緊急支援金窓口